

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第43号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 普通税</p> <p> 第1節～第7節 [略]</p> <p> 第7節の2 軽油引取税（第60条—<u>第63条の3</u>）</p> <p> 第8節・第9節 [略]</p> <p>第3章～第5章 [略]</p> <p>附則</p> <p> （申告書等への個人番号等の記載を要しない場合）</p> <p>第7条の3 <u>条例第6条の3</u>に規定する規則で定める場合は、次に掲げる書類を提出する場合とする。</p> <p> （1）～（4） [略]</p> <p> （災害等による期限延長の通知）</p> <p>第13条 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 普通税</p> <p> 第1節～第7節 [略]</p> <p> 第7節の2 軽油引取税（第60条—<u>第63条の4</u>）</p> <p> 第8節・第9節 [略]</p> <p>第3章～第5章 [略]</p> <p>附則</p> <p> （申告書等への個人番号等の記載を要しない場合）</p> <p>第7条の3 <u>条例第6条の2</u>に規定する規則で定める場合は、次に掲げる書類を提出する場合とする。</p> <p> （1）～（4） [略]</p> <p> （災害等による期限延長の通知）</p> <p>第13条 [略]</p> <p><u>（法第15条の2第1項の規定による徴収の猶予の申請書の記載事項）</u></p> <p>第13条の2 <u>条例第15条の2第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>（1） 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、税目、納期限及び金額</u></p> <p><u>（2） 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額</u></p> <p><u>（3） 徴収の猶予を受けようとする期間</u></p> <p><u>（4） 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）</u></p> <p><u>（5） 徴収の猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、第3号に規定する期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）</u></p>

(法第15条の2第1項の規定による徴収の猶予の申請に係る添付書類)

第13条の3 条例第15条の2第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (2) 徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (3) 徴収の猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、前条第3号に規定する期間が3月を超える場合には、法第16条第4項の政令の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

(法第15条の2第2項の規定による徴収の猶予の申請書の記載事項)

第13条の4 条例第15条の2第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第13条の2各号に掲げる事項
- (2) 徴収の猶予の申請をやむを得ない理由により納付し、又は納入すべき徴収金の納期限後にする場合には、その理由
(徴収の猶予及び徴収の猶予期間の延長の申請に係る添付書類)

第13条の5 条例第15条の2第4項に規定する規則で定める書類は、第13条の3第2号及び第3号に掲げる書類とする。

(徴収の猶予期間の延長の申請書の記載事項)

第13条の6 条例第15条の2第5項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収の猶予を受けた期間内に当該猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由及び当該期間の延長を受けようとする期間
- (2) 第13条の2第4号及び第5号に掲げる事項
(徴収猶予に伴う差押解除の申請書の記載事項)

第13条の7 条例第15条の3に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 差押えの解除を受けようとする財産の名称及び数量
- (2) 差押えの解除を受けようとする理由
(徴収猶予に伴う差押解除の不承認の通知)

(徴収猶予に伴う差押解除の不承認の通知)

第14条 局長は、条例第15条の2の規定による申請書の提出があったものについてその申請を承認しないときは、別に定める様式による徴収猶予に伴う差押財産解除不承認通知書により申請人に通知しなければならない。

第14条 局長は、条例第15条の3の規定による申請書の提出があったものについてその申請を承認しないときは、別に定める様式による徴収猶予に伴う差押財産解除不承認通知書により申請人に通知しなければならない。

(職権による換価の猶予に係る提出書類)

第14条の2 条例第15条の4第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 換価の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(2) 換価の猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、換価の猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、法第16条第4項の政令の規定により提出すべき書類
その他担保の提供に関し必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請書の記載事項)

第14条の3 条例第15条の5第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第13条の2第1号に掲げる事項

(2) 納付し、又は納入すべき金額のうち換価の猶予を受けようとする金額

(3) 換価の猶予を受けようとする期間

(4) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

(5) 換価の猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、第3号に規定する期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

(申請による換価の猶予及び申請による換価の猶予期間の延長の申請に係る添付書類)

第14条の4 条例第15条の5第4項に規定する規則で定める書類は、第14条の2各号に掲げる書類とする。

(申請による換価の猶予期間の延長の申請書の記載事項)

第14条の5 条例第15条の5第5項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 換価の猶予を受けた期間内に当該猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由及び当該期間の延長を受けようとする期間

(2) 第14条の3第4号及び第5号に掲げる事項

(法第20条の10の規定以外の納税証明書の交付)

第23条 局長は、法第20条の10第1項に規定する証明書以外の証明書で民事執行法（昭和54年法律第4号）第18条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく

(法第20条の10の規定以外の納税証明書の交付)

第23条 局長は、法第20条の10に規定する証明書以外の証明書で民事執行法（昭和54年法律第4号）第18条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づくものの

ものの交付の請求があったときは、その請求書に証明した旨を記載して証明書に代えることができる。

(納税管理人申告書等の様式)

第25条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
[略]	
16 条例第15条第1項及び第15条の2(条例第99条の15において準用する場合を含む。)	徴収猶予(差押財産の解除)の申請書
17 条例第15条第2項	[略]
18 法第15条第4項(法第144条の29第2項において準用する場合を含む。)	徴収猶予の承認(不承認)通知書
19 法第15条第4項(法第15条の5第3項及び第144条の29第2項において準用する場合を含む。)	徴収猶予の期間の延長承認(不承認)の通知書
20 [略]	[略]
21 法第15条の3第3項(法第15条の6第2項において準用する場合を含む。)&及び法第15条の8第2項	[略]

交付の請求があったときは、その請求書に証明した旨を記載して証明書に代えることができる。

(納税管理人申告書等の様式)

第25条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表の右欄に掲げる書類は、それぞれ別に定める様式によるものとする。

条 項	書 類
[略]	
16 法第15条の2第1項又は第2項	徴収猶予申請書
17 法第15条の2第3項	[略]
18 法第15条の2の2第1項(法第144条の29第2項において準用する場合を含む。)	徴収猶予承認通知書
19 法第15条の2の2第1項(法第144条の29第2項において準用する場合を含む。)	徴収猶予の期間の延長承認通知書
20 法第15条の2の2第2項(法第144条の29第2項において準用する場合を含む。)	徴収猶予不承認通知書
21 法第15条の2の2第2項(法第144条の29第2項において準用する場合を含む。)	徴収猶予の期間の延長不承認通知書
22 条例第15条の3(条例第99条の15第2項において準用する場合を含む。)	徴収猶予に伴う差押解除申請書
23 [略]	[略]
24 法第15条の3第3項(法第15条の5の3第2項及び第15条の6の3第2項において準用する場合を含む。)&及び第15条の	[略]

22	法第15条の5第3項	[略]
23	[略]	[略]
24	[略]	[略]
25	[略]	[略]
26	[略]	[略]
27	[略]	[略]
28	[略]	[略]
29	[略]	[略]
30	[略]	[略]
31	[略]	[略]
32	[略]	[略]
33	[略]	[略]
34	[略]	[略]

2 [略]

(不動産取得税の減免の申請書等の様式等)

第42条の2 [略]

8第2項	
25 法第15条の5の2第3項	[略]
26 法第15条の6の2第1項	換価の猶予申請書
27 法第15条の6の2第2項	換価の猶予期間の延長申請書
28 法第15条の6の2第3項	換価の猶予承認通知書
29 法第15条の6の2第3項	換価の猶予期間の延長承認通知書
30 法第15条の6の2第3項	換価の猶予不承認通知書
31 法第15条の6の2第3項	換価の猶予期間の延長不承認通知書
32	[略]
33	[略]
34	[略]
35	[略]
36	[略]
37	[略]
38	[略]
39	[略]
40	[略]
41	[略]
42	[略]
43 条例第99条の15第1項	徴収猶予申請書
44	[略]

2 [略]

(不動産取得税の減免の申請書等の様式等)

第42条の2 [略]

第42条の3 条例附則第23条の4第2項に規定する規則で定める申請書は、別に定める様式による不動産取得税免除申請書とする。

2 前項の不動産取得税免除申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 納税者の住所及び氏名又は名称
- (2) 土地の所在、地番、地目及び地積
- (3) 取得年月日
- (4) 被災関連市町村に譲渡した土地の所在、地番、地目及

(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務免除)

第63条の2 [略]

(軽油の返還届書等の様式等)

第63条の3 [略]

様式第14号 (第63条の3関係)

[略]

様式第15号 (第63条の3関係)

[略]

様式第16号 (第63条の3関係)

[略]

様式第17号 (第63条の3関係)

[略]

教示 1 この処分に不服がある場合は、この承認書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面(正副2通)をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。

び地積

(5) 免除を受けるべき額

第42条の4 条例附則第23条の5第2項において準用する条例附則第23条の4第2項に規定する規則で定める申請書は、別に定める様式による不動産取得税減免申請書とする。

2 前項の不動産取得税減免申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 前条第2項第1号から第3号までに掲げる事項

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた年月日

(4) 減免を受けるべき額

(法第144条の29第1項の規定による徴収の猶予の申請に係る添付書類)

第63条の2 条例第99条の15第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 徴収の猶予を受けようとする金額

(2) 徴収の猶予を受けようとする理由及びその期間

(3) 提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項

(軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務免除)

第63条の3 [略]

(軽油の返還届書等の様式等)

第63条の4 [略]

様式第14号 (第63条の4関係)

[略]

様式第15号 (第63条の4関係)

[略]

様式第16号 (第63条の4関係)

[略]

様式第17号 (第63条の4関係)

[略]

教示 1 この処分に不服がある場合は、この承認書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面(正副2通)をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。

2 [略]

[略]

2 [略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。